

2003-12-05

2007年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の決定に関するお知らせ

平成15年12月4日開催の取締役会において決議致しました2007年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本新株予約権」という)の発行に関し、上記取締役会において未定であった発行条件等について本日開催の取締役会において決定致しましたので、既に決定済みの事項とともに、下記の通りお知らせ致します。

記

本新株予約権に関する事項

- (1)本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額(転換価額)
 (但し、平成15年12月1日開催の当社取締役会において決議された、平成15年12月31日(但し、平成15年12月31日は名義書換代理人の休業日につき、実質上は平成15年12月30日)最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を普通株式1株につき3株の割合をもって平成16年2月20日付けで分割する株式分割に係る調整を反映したものとする。)

(参考)決定日(平成15年12月5日)における株価等の状況

- ・日本証券業協会が公表した当社の普通株式の最終価格 750,000円
- ・アップ率【((分割調整前転換価額)/(株価(最終価格))-1)×100】 2.5%

(2)本新株予約権の発行価額及びその行使時の払込金額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、並びに、現行の市場環境等に基づく本新株予約権の価値と本社債の利率及び発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案し、その発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから本新株予約権1個の行使に際して払い込みをなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は平成15年12月5日の当社普通株式の最終価格を2.5%上回る額に、上記(1)に記載される株式分割に係る

調整を反映したものとした。

〈ご参考〉

- (1)発行決議日 平成15年12月4日
- (2)申込期間 該当なし。
- (3)払込期日及び発行日 平成15年12月22日

ご注意: この文書は、当社が2007年満期円貨建転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

以上

↑ PAGE TOP

